

国名
マレーシア
在外公館名
在マレーシア日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月23日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用に持ち込み可能な麻薬については、Dangerous Drugs Act 1952の付表1，向精神薬については、Poisons Act 1952の付表3に記載されている。</p> <p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め，マレーシアに自己の疾病の治療の目的で医薬品を携帯してマレーシアに持ち込む場合には，一人当たり1か月の数量を超えてはならない。</p> <p>○ 医薬品は，識別がしやすいよう，調剤時のラベルと元からの包装のままではない。</p> <p>○ マレーシアの法律で規制されている医薬品（麻薬等：ガイドラインを参照）を持ち込む場合には，入国時に申告が必要。</p> <p>○ マレーシアの法律で規制されている医薬品を持ち込む際には，英文又は英文による訳文を付した，有効な処方せん又は医師からの手紙を携行する必要がある。処方せんや医師からの手紙には，医薬品の名称，用量に加えて，持ち込む医薬品の量が記載されている必要がある。</p> <p>○ 疑義がある場合には次の連絡先に事前に問い合わせ，確認することが求められている。</p>

メール : pelesenanbpf@moh.gov.my , 電話 : +603- 7841 3200/ 3320.

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報

○ マレーシア保健省ホームページ（旅行者向けガイドライン）

<https://www.pharmacy.gov.my/v2/en/documents/travellers-guide-bringing-medication-malaysia.html>